

宮崎県北部広域行政事務組合特別会計設置条例

(平成7年2月21日条例第5号)

(設 置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合に宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計（以下「特別会計」という。）を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 特別会計の歳入は宮崎県北部ふるさと市町村圏基金の運用から生ずる収益その他の収入をもって充て、歳出は宮崎県北部ふるさと市町村圏の振興整備のための事業に要する経費とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。